

## 2018. 3. 22 第32回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第32回口頭弁論期日が終わりました。

前回の口頭弁論期日から約2か月経ちました。あの福島第一原発事故から7年が経過しました。福島第一原発の事故による避難者が提起した損害賠償事件では、国と東京電力の責任が一部認められる判決がでています。故郷を奪われた人々の厳しい生活はまだ続きます。福島第一原発の事故はまだ終息していません。事故の原因究明もまだできていません。それなのに、国は、原発の再稼働推進の政策を変えず、再生可能エネルギーの導入目標を消極的な値にしたままです。福島第一原発の事故を教訓として、全世界が、再生可能エネルギーの導入、拡大に向けて全力をあげて取り組んでいるのに、我が国だけが、福島事故を他人事のように素知らぬ顔で、原発をベースロード電源だとしています。一刻も早く国の政策の方向転換を希望します。

原発訴訟の関係では、3月20日、佐賀地裁が玄海原発3、4号機の運転差し止めを求める仮処分申し立てを退ける決定をだしました。新規制基準の合理性をみとめた決定です。納得できません。

一方、浜岡原発では、放射性物質を含む粒状の樹脂が排水弁や配管内で堆積しているのが見つかった件で、中部電力が調査した結果を発表しました。調査の結果、実際の配管の工事が図面と違っていたことが分かったとのこと。図面と違った施工をしていたというのです。そのような工事ミスは、ほかにもあると考えなければなりません。5号機に海水が流入したのも工事ミスが直接の原因でした。計算上安全な設計にしているとの中部電力の説明は、図面だけのものに過ぎないことが明らかになりました。原子炉の稼働中に強い地震動が襲ってきた場合、緊急停止になりますが、そのときに配管の接続のミスや溶接のミスで冷却材がもれることがあるのではないのでしょうか。そのようなことを具体的に心配せざるを得ない状況にあります。原子力規制委員会の更田委員長も、原子力事業者としての信用性に関わると言ったと報道されています。原子力規制委員会さえ、中部電力の姿勢に疑問を抱いているのです。

本日の口頭弁論で、私たちは、液状化や側方流動の危険性について補足の主張をしました。また、テロリスト対策、エネルギー政策、高レベル放射性廃棄物、小児甲状腺ガンについての主張を補充しました。そして、熊本地震の時のように強い地震動が繰り返された場合、配管を含む構造物が損傷される危険性があることを、改めて、主張・説明しました。基準地震動を越えない地震動が100回繰り返し襲ってきても何も起こらないという原子力村の常識は、不合理であり、私たち一般人の

常識に反するということを説明しました。

さて、中部電力に対し、私たちは、原子炉建屋を建設する際の基礎部分の掘り下げ時の写真の開示を求めてきました。中部電力は、2月28日に475枚の写真を開示してきました。まだまだ一部しか開示されていないし、写真の撮影方向や原子炉建屋との位置関係が分からないものがあり、私たちは、重ねて、開示と説明を求めています。一番の問題は、中部電力が、これらの写真は、本件訴訟の訴訟行為に使用する場合以外に第三者に開示することを認めないとしていることです。写真が大勢の方々の見てもらい、その写真から分かることを私たちの知らせてもらうということができないのです。大勢の専門家だけではなく専門家ではない人にも見てもらい、写真から分かることを検討してもらいたいという私たちの考えは、ごく普通の考えだと思います。著作権法上の著作物に該当するものも含まれるから予めの書面による承諾を得ない限り、写真の転載、複写、放映等を禁じるという中部電力の姿勢は改めてもらわなければなりません。基礎部分の掘り下げ時の写真は、広く、公開されるべきではないでしょうか。それが原子力事業者の責任ではないでしょうか。中部電力は、すべての写真を公開すべきです。

弁護士 鈴木 敏 弘